

千葉労働局発表
令和4年4月26日(火)

【照会先】
千葉労働局職業安定部職業対策課
課長 山本 政好
課長補佐 伊熊 雅美
事業所給付監査官 小川 洋
(電話) 043-221-4391

雇用調整助成金等の不正受給の対応を強化します

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度であり、現在、緊急対応期間として、助成率及び上限額の引き上げ等の特例措置を実施しています。

千葉労働局では、本助成金の申請件数の増加に伴い、不正受給事案も増加していることから、適正な支給に向けて以下のとおり取組みます。

「雇用調整助成金不正受給の対応を厳格化します」

～不正受給は「刑法 246 条の詐欺罪」等に問われる可能性があります～

- 不正受給防止や発生事案への的確な対応のため、千葉県警察本部等の捜査機関との連携強化を図ります。
- 不正受給した事業所名等を積極的に公表します。
- 事前予告なしの現地調査（事業所訪問・立入検査）を行います。
- 不正受給事業所に対しては、返還請求（ペナルティ付き）します。
また、雇用調整助成金だけでなく、他の雇用関係助成金についても、5年間の不支給措置となります。

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を積極的に公表します
- 都道府県労働局が、事前予告なしの現地調査（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 不正「指南役」の氏名等も公表の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」(ペナルティ) + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について都道府県警察本部との連携を強化します
- 悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。